

四日市市犯罪被害者等支援条例

令和元年10月4日制定

条例について

犯罪等により被害を受けた方やそのご家族である「犯罪被害者等」が一日も早く平穏な暮らしを取り戻すことができるよう、被害の早期回復・軽減に向けた取り組みの推進や犯罪被害者等を支える地域社会の形成を図ることを目的として、「**四日市市犯罪被害者等支援条例**」を制定し、支援を行っています。

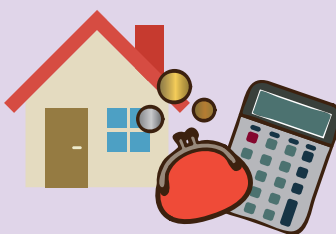
犯罪被害者等が置かれる状況

心身の不調



- ・恐怖、不安、自分を責める
- ・不眠、食欲不振
- ・後遺症、PTSD、感覚の麻痺

生活上の問題



- ・家族の死亡、休職による収入減
- ・医療費、転居費用の支出
- ・捜査や裁判などの負担

私生活の平穏の侵害



- ・周囲の偏見、うわさや好奇の目
- ・興味本位な質問、心無い言動
- ・マスコミの取材や報道

傷害を負わされる、家族を失うといった直接的な被害に加え、周囲の偏見、経済的な損失等の**二次被害**や、**再被害**への恐怖、不安等に苦しめられます。

条例の基本的な考え方

- ❁ 社会全体で、犯罪被害者等に対する支援を推進します。
- ❁ 犯罪被害者等が支援を円滑に受けられるようにします。
- ❁ 犯罪被害者等に寄り添い、心身の状況の変化に応じた途切れることのない支援を行います。



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギユっとちゃん」

主な取り組み

- ❁ **相談窓口**における必要な情報の提供
- ❁ 理解促進に向けた**広報・啓発**活動
- ❁ 経済的負担軽減に向けた**支援金等**の支給

お問い合わせ先

四日市市役所 市民協働安全課 電話:059-354-8179 Fax:059-354-8316
E-mail: shiminkyoudouanzen@city.yokkaichi.mie.jp



市ホームページ

支援金・給付金の概要

詳細は四日市市ホームページをご確認ください。
(※表面QRコードからもご覧いただけます。)

対象となる犯罪

国内または国外にある日本船舶・航空機内において行われた、人の生命または身体を害する故意の犯罪（殺人、強盗、傷害、強制わいせつ等）

対象となる方

上記犯罪が発生した時に市内に住所を有しており、犯罪行為によって重傷病(※)を負った方本人、または死亡した方のご遺族（犯罪発生時に市内在住の遺族に限る）

〔※療養の期間が1か月以上かつ入院3日以上（精神疾患については3日以上労務に服することができない）程度の症状〕を要すると医師に診断された負傷または疾病

支援金の支給

＊遺族支援金【30万円】

犯罪被害者の遺族で、市内に住所を有する第一順位遺族(※)が支給の対象です

※①配偶者(事実婚関係にある者を含む) ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹で最も数字の小さい遺族
(②～⑥は被害者の収入によって生計を維持していた者を優先とする)

＊重傷病支援金【10万円】

犯罪行為によって重傷病を負った被害者本人が支給の対象です

<申請期限> 犯罪被害の発生を知った日から2年以内、もしくは発生した日から7年以内

日常生活の支援にかかる給付

＊家事援助費用の給付【上限3,000円/時間×上限30時間】

犯罪被害の発生から6か月の間に発生した、調理・洗濯・住居の掃除および整理整頓・生活必需品の買い物・通院等の介助などにかかる費用

＊一時保育費用の給付【上限3,000円/日×上限5日】

犯罪被害の発生から6か月の間に発生した、児童福祉法に基づく子育て短期支援事業・一時預かり事業・子育て援助活動支援事業の利用に要した費用

<申請期限> 上記犯罪被害を受けた日から1年以内

居住の安定にかかる給付

＊転居費用の給付【上限20万円】

犯罪被害の発生から1年の間に発生した、新たな住居への転居にかかる家具等の搬送に要する費用、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料、保証料等

＊家賃の給付【月家賃の1/2(上限35,000円)×上限6か月】

犯罪被害の発生から1年の間に発生した、新たに入居する賃貸住宅の賃料、使用料等

<申請期限> 上記犯罪被害を受けた日から2年以内

申請方法

所定の申請書に必要書類を添えて、郵送か窓口（市役所5階 市民協働安全課）まで
※申請書及び必要書類については、四日市市ホームページをご確認ください。



※以下の場合には対象外です

- ・被害者と加害者との間に3親等内の親族関係がある場合
(被害者が18歳未満の者を監護していた場合もしくは、犯罪行為が児童・高齢者・障害者虐待の場合を除く)
- ・犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、支援金を支給することが通念上適切でないと認められるとき